



平成28年度第1回 障がい者合同面接会を開催しました!

新潟県の昨年6月1日現在の民間企業の障害者実雇用率は1.85%（全国34位）で、前年よりやや改善したものの、法定雇用率2.0%に遠く及ばない状況にあり、企業の障害者雇用の取り組みの遅れから、障害者の方には厳しい雇用環境が続いております。

その対策の一環として、今年度1回目の「障がい者合同面接会」を9月9日(金)に朱鷺メッセを会場に開催し、事業所42社、求職者164名の参加がありました。ご参加いただいた企業の皆様には、多くの障害者の方と面接していただきありがとうございました。

面接官の方には、身体、知的、精神障害等の特性をしっかりと認識の上、応募者の「働きたい」という思いを、受け止めていただくとともに、「能力、適性及び可能性を見極める」といった観点から面接をお願いしたところ、面接数は356件にも上りました。

面接を終えた企業の担当者から「前向きに社会参加を望まれている方が多く、共感する所が沢山あった。」「障がい者の方々の熱意が感じられました。」とのうれしいコメントが寄せられました。

同じ障害であっても一人ひとり様々な特性があるため、障害者の方の面接では、障害状況の確認や配慮事項等の情報を収集することが重要であると実感しています。

平成25年度から法定雇用率は2.0%に引き上げられていることから、企業の皆様には障害者の雇用促進に

今後とも一層のご協力をお願いいたします。

ハローワーク新潟では平成29年2月に今年度2回目の面接会を予定しておりますので、是非ご参加くださいますようお願いいたします。



目次

- ◇障がい者合同面接会を開催しました …………… 1
- ◇2015年度「新規高卒者採用選考にかかわる実態調査」
結果報告書の概要について …………… 2・3
- ◇新規高卒者の採用選考にあたって …………… 4
- ◇新潟県最低賃金が改定されました …………… 5
- ◇キャリアアップ助成金の拡充について …………… 5
- ◇11月は労働保険適用促進強化期間です …………… 6
- ◇雇用保険の適用拡大について …………… 6

2015 年度 「新規高卒者採用選考にかかわる実態調査」 結果報告書の概要

I 新潟県同和教育研究協議会 進路保障部会

II 2015年9月から11月末までの間に就職試験(民間・公務員)を受けた新潟県内の公立・私立高等学校生徒、特別支援学校・養護学校高等部生徒の全員を対象として実施したもので、全国統一応募用紙(調査書・履歴書)以外に提出した書類と、面接時の不適切な質問内容件数をまとめたもの。

1 全国統一応募用紙(調査書・履歴書)以外に提出した書類(民間・公務員合算)

項 目	調 査 回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回
	年 度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	回答者総数	5,922	4,971	4,453	4,959	4,876	5,024	4,640	4,939	4,401	4,093	4,601	4,571	3,426	4,283	5,073	4,962	5,213	5,176	5,037	5,003
事業所所定用紙		252	183	157	192	217	254	221	254	170	196	273	261	92	138	62	151	113	190	178	235
戸籍謄本(抄本)		88	59	37	21	23	32	21	28	21	18	20	15	18	12	0	0	0	0	1	1
住 民 票		85	74	71	37	39	67	38	68	32	47	40	28	22	21	13	14	17	14	16	21
健 康 診 断 票		305	233	181	106	100	126	122	167	130	166	137	120	89	111	131	166	165	194	231	193
血 液 検 査 表		177	123	67	45	42	60	52	69	49	72	47	47	38	37	42	46	26	60	72	40
尿 検 査 表		224	177	97	63	51	60	62	95	66	120	78	74	58	54	64	97	78	92	115	97
誓 約 書		898	652	415	214	282	242	228	230	433	316	136	109	113	94	61	75	54	47	39	64
合 計		2,029	1,501	1,025	678	754	841	744	911	901	935	731	654	430	467	373	549	453	597	652	651
違反件数の割合(%)		34.3%	30.2%	23.0%	13.7%	15.5%	16.7%	16.0%	18.4%	20.5%	22.8%	15.9%	14.3%	12.6%	10.9%	7.4%	11.1%	8.7%	11.5%	12.9%	13.0%

2 【提出書類に関わる問題点】

～「事業所所定用紙」の提出事案が大幅に増加～

2014年度の調査で「戸籍謄(抄)本」の提出事案1件ありましたが、今回の調査でも公務員試験で1件提出を求めた事案がありました。また、「事業所所定用紙」の提出は前年度から32.0%増加し235件となりました。

公務員採用試験においては、「全国統一応募用紙」を採用している市町村等が少ないことから、「全国統一応募用紙」以外の書類提出を求められた事案のほとんどが公務員採用試験におけるものです。

また、「住民票」の提出が求められたのは公務員試験だけで、内定後ではなく採用試験前や採用試験時に「住民票」の提出を求められた事例があり、住民票に書かれている内容に関しては「住民票記載事項の証明書」でもこと足りると思われることから、一律にしかも採用選考時に提出を求める方法は、再考が必要です。

応募書類は「全国統一応募用紙」のみを使用し、「事業所所定用紙」、「戸籍謄(抄)本等」の提出は絶対求めさせない。また特に必要な場合を除き、採用選考時の健康診断は実施しないよう対応が必要です。

3 面接時の不適切な質問内容件数(民間・公務員合算)

項目	調査回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16回	17回	18回	19回	20回
	年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	回答者総数	5,922	4,971	4,453	4,959	4,876	5,024	4,640	4,939	4,401	4,093	4,601	4,571	3,426	4,283	5,073	4,962	5,213	5,176	5,037	5,003
自宅の住所		2,827	912	684	569	578	696	504	548	436	394	361	304	148	224	203	192	175	109	99	70
本籍		155	121	65	41	61	61	35	56	32	21	16	11	5	2	3	6	0	0	0	0
家族構成と職業		1,878	1,178	911	782	674	834	702	939	777	537	582	397	255	337	314	299	362	244	217	175
信条・政党・新聞・愛読書等			166	119	88	77	63	61	107	62	47	34	36	14	21	26	24	46	15	19	22
保護者の死因		26	23	13	13	12	16	3	12	9	5	3	1	0	2	3	3	2	2	4	0
保護者の離婚		16	9	10	9	8	28	1	5	6	2	2	0	1	1	4	1	4	1	2	1
信仰している宗教・宗派		30	27	27	40	23	55	50	48	35	23	6	7	2	4	13	9	3	6	9	3
合計		4,932	2,436	1,829	1,542	1,433	1,753	1,356	1,715	1,357	1,029	1,004	756	425	591	566	534	592	377	350	271
違反件数の割合(%)		83.3%	49.0%	41.1%	31.1%	29.4%	34.9%	29.2%	34.7%	30.8%	25.1%	21.8%	16.5%	12.4%	13.8%	11.2%	10.8%	11.4%	7.3%	6.9%	5.4%

4 【面接に関わる問題点】

～件数は減少しているものの、まだ多くの不適切な質問が見受けられます～

2014年度6.9%であった不適切な質問件数の割合は5.4%となり、件数は271件（対前年比22.6%減）となりました。

不適切な質問の傾向は昨年と変わらず、家族構成と家族の職業については、前年度より19.3%（42件）減少したものの、約6割を占めています。

生徒は、将来の自分の姿や家族のことも考え、これが自分に合っている仕事なんだと企業を決定していきます。人生の大きな節目の就職試験で、本人のこと以外を聞かれたらどう思うでしょうか。例えば、父親や母親がいない生徒に「家族構成を教えてください」と聞いたら、その生徒がどう感じるかは誰でも理解できることです。当然、全国统一応募用紙制定の趣旨にも反します。

面接試験では「本籍地や家族の状況・職業」など本人に責任のない事柄や、「思想・信条」など本来自由であるべき事柄については差別のおそれがありますので質問しないでください。

生徒は、企業に自分の適性・能力を最大限見てもらうために応募します。高い労働力を提供しようと努力こそしますが、「雇用」によって人格まで提供するものではありません。採用試験の面接では何を聞くべきなのか、もう一度原点に立ち返って考えていただき、有為な人材をみすみす逃すような採用選考はしないでください。

【編集・発行】

新潟県同和教育研究協議会 進路保障部会
 (編集・加工 新潟労働局職業安定課)

新規高卒者の採用選考にあたって

来春高等学校を卒業し新規に就職する高校生の採用選考が**9月16日**から開始となりました。

応募者の適性と能力に基づき公正な採用選考がスムーズに行われるよう、改めて次の点について求人者の皆様にご理解とご協力をお願いします。

1 「全国高等学校統一応募書類」以外の書類の提出を求めないでください。

応募者の「適性」と「能力」に基づいた公正な採用選考が実施されるよう「全国高等学校統一応募書類」を使用することが定められています。したがって統一応募書類以外の書類の提出を本人または学校に求めることはできません。

また、面接や他の選考において、応募者の思想や信条、家族状況などを質問することは就職差別につながる恐れがあるばかりか、応募者の心を傷つけたり、基本的な人権の侵害にもなりますので十分なご配慮をお願いします。

2 選考日の通知、採否結果の通知はできるだけ早くお願いします。

- (1) 応募書類は9月5日から求人者の皆様に届いておりますが、受理後は速やかに選考日、選考場所等を学校を通して応募者に通知してください。
- (2) 採否結果は速やか(できるだけ3日以内、遅くとも7日以内)に学校及び応募者に文書で通知してください。
- (3) ハローワーク新潟では、常に求人者の状況を把握し、学校へ情報提供をしておりますので、選考が済みましたら採否結果をハローワークにも速やかに通知してください。

3 不採用になった場合の応募書類はただちに学校に返送してください。

不採用になった場合の応募書類は、採否結果の通知と併せて速やかに学校あて返送してください。

4 高校生の複数応募について

平成16年度から、採用選考日が11月1日以降の場合、高校生は1人2社まで応募・推薦ができることとなっています。

- (1) 対象者は10月31日までに採用が内定していない者とし、ただし10月31日までに採用試験を受け、結果が出ていない者は対象外とします。
- (2) 対象企業は11月1日以降に採用試験を実施する全ての企業とします。
- (3) 平成17年度から、企業は選考結果を応募者(生徒)へ原則7日以内に通知することとし、また生徒は入社承諾書を7日以内に提出することとする等の通知制限を設けて行うこととしました。

5 採用内定者への配慮について

- (1) 採用内定から入社まではまだ長時間あります。社会人への希望と不安の日々を過ごす生徒とその家族に、連絡を絶やさないよう社内報を定期的に送付するなどのご配慮をお願いします。
- (2) 新規学卒者の採用内定取り消しは、職業生活の第一歩を踏み出そうとする生徒本人やその家族に計り知れない打撃と失望を与え、社会全体にも大きな影響を及ぼします。このような事態を招くことのないよう的確な採用計画に基づく選考の実施をお願いします。なお、やむを得ず内定取消を行うおおうとする場合には、必ず事前にハローワークに相談してください。

しっかりチェック!

22円UP

新潟県最低賃金

時間額

753円

平成28年10月1日から

中小企業事業主の皆様へ

ご存知ですか?

最低賃金ワンストップ相談

◎ 最低賃金の改定で賃金引き上げを行うことにより生じる様々な経営、労務管理の問題解決を支援する事業です。また、社会保険労務士や経営コンサルタント等労務、経営の専門家を無料で派遣いたします。

相談窓口は…

新潟県最低賃金総合支援センター

<http://www.sr-niigata.jp/>

☎ 0120-311-615

(全国最低賃金総合電話相談センター)

キャリアアップ助成金の拡充について

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組みを実施した事業主に対して助成をするものです。この「キャリアアップ助成金」のうち、以下の内容が改定されました。

1. 賃金規定等改定（処遇改善コース）

非正規社員の賃金規定をさらに3%以上増額改定し、昇級した場合、従来の2%以上の増額改定に対する助成額に以下の額を加算します。

すべての賃金規定等改定の場合：1人あたり 14,250円（18,000円）

一部の賃金規定等改定の場合：1人あたり 7,600円（9,600円）

※（ ）は生産性の向上が認められる企業の場合（予定）

2. 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険に適用した場合、1人あたり20万円（15万円）。

また、上記1.「賃金規定等改定等」と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないよう週所定労働時間を延長した場合、1時間以上の延長でも助成対象となります。

1時間以上：1人あたり 4万円（3万円） 2時間以上：1人あたり 8万円（6万円）

3時間以上：1人あたり 12万円（9万円） 4時間以上：1人あたり 16万円（12万円）

※（ ）内の額は中小企業以外の場合。

《ご注意ください》

- ❗ コース実施日までにキャリアアップ計画の提出が必要です。（人材育成コースは実施前日の1ヶ月前までに提出）
- ❗ その他の支給要件がありますので、必ずハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ先

ハローワーク新潟 事業所援助部門

☎ 025 - 280 - 8609 31#

11月は労働保険適用促進強化期間です。

農林水産業の一部を除き、従業員を1人でも雇用されている事業主は、法人・個人を問わず、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

未加入の事業主の方は、従業員が安心して働けるよう、すみやかに加入手続きをされるようお願いいたします。

《お問い合わせ先一覧》

なお、中小企業主の方は、労働保険の事務手続きを労働保険事務組合に委託することができます。この場合、事務処理が軽減されるほか、事業主や家族従業者なども労災保険に特別加入できるメリットがあります。

事業所の所在地	お問い合わせ先		
下記以外の地域	新潟労働基準監督署 労災第2課		025-288-3571
	新潟公共職業安定所 雇用保険適用課 部門コード 21 #		025-280-8609
秋葉区・南区役所内の地域	新潟労働基準監督署 労災課		0250-22-4161
	新潟公共職業安定所 雇用保険課		0250-22-2233
西蒲区役所内の地域	新潟労働基準監督署 労災第2課		025-288-3571
	巻公共職業安定所 管理課適用係		0256-72-3155

* * * 雇用保険の適用拡大について * * *

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」となっている場合を除き適用除外です）。

① 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件（週20時間以上の所定労働時間、31日以上雇用見込）を満たす場合は管轄ハローワークへ「雇用保険資格取得届」を提出してください。

② 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件（①と同じ）を満たす場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となりますので、管轄ハローワークへ「雇用保険資格取得届」を提出してください。

（取得日を平成29年1月1日付とし、平成29年3月31日までに提出）

③ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（65歳前から被保険者であり、65歳以降も引き続いて被保険者となっているもの）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合。

ハローワークへの手続きは不要です。自動的に高年齢被保険者の区分に変更されます。

※4月1日現在で満64歳以上の方の雇用保険料に関しては、平成31年度までは免除となります。

「雇用にいがた」発行…新潟市雇用促進協議会 企業ガイドブックにいがた (<http://www.niigata.kigyuu.com>)
編集…ハローワーク新潟 <http://niigata-hellowork.jsite:mlhw.go.jp/list/niigata/>

ハローワーク新潟（新潟公共職業安定所） TEL 280-8609 FAX 288-3590

ハローワーク新潟ときめきしごと館・若者しごと館 TEL 240-4510 FAX 241-8610（ときめきしごと館）
FAX 247-3787（若者しごと館）